

令和5年第2回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第2号	甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和5年3月27日	原案可決
議案第3号	甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	令和5年3月27日	原案可決
議案第4号	甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	令和5年3月27日	原案可決
議案第5号	甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	令和5年3月27日	原案可決
議案第6号	甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和5年3月27日	原案可決
議案第7号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	令和5年3月27日	原案可決
議案第8号	令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第3号)	令和5年3月27日	原案可決
議案第9号	令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算	令和5年3月27日	原案可決

## 議案第 2 号

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ  
り、議会の議決を求める。

令和5年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

### 提案理由

負担金分賦割合を定めた表のうち、清掃関係経費について、令和4年度で起債  
償還が完了した部分の負担金分賦割合を削除するもの

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例（平成16年甲賀広域行政組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

清掃関係経費	経常経費		利用割 100パーセント
	建設経費	し尿処理施設	平等割 20パーセント
		水処理設備整備事業経費	人口割 20パーセント 利用割 60パーセント
		前項に属さない経費	平等割 20パーセント 人口割 80パーセント

」を

「

清掃関係経費	経常経費	利用割 100パーセント
	建設経費	平等割 20パーセント 人口割 80パーセント

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号

甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

甲賀広域行政組合個人情報保護に関する条例の一部改正に伴い、開示決定等の期限及び期限の特例にかかる日数について改正するもの

## 甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合情報公開条例（平成19年甲賀広域行政組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「15日以内」を「30日以内」に改める。

第11条中「45日以内」を「60日以内」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 4 号

甲賀広域行政組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

甲賀広域行政組合個人情報保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

### 提案理由

個人情報保護に関する法律の改正により現行の条例を廃止し、改正法の施行に当たり条例で定め得る事項を規定するもの

## 甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、消防長及び監査委員をいう。

2 この条例で使用される用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条及び法第83条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(個人情報保護審査会の設置等)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項若しくは法第129条の規定又は甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年甲賀広域行政組合条例第●号。以下「組合議会条例」という。）第45条第1項若しくは第50条の規定による諮問に応じ、当該諮問について調査審議するため、甲賀広域行政組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 3 委員は、学識経験を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した実施機関及び組合議会条例第45条第1項の規定により諮問した議会をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、前項の保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 諮問実施機関等は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。  
(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人又は参加人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたるとき、その他相当でないときには、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関等に対して、質問を発することができる。  
(意見書等の提出)



第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項又は組合議会条例第45条第1項の規定により審査会の権限に属させられた事項の審議の手続は、公開しない。

(運用状況の公表)

第12条 実施機関は、毎年、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲賀広域行政組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 甲賀広域行政組合個人情報保護条例(平成19年甲賀広域行政組合条例第9号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第33条の規定により組合に置かれた同条に規定する甲賀広域行政組合個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者

は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

- 2 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第33条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第7条第4項（第8条第2項の規定において準用する場合を含む。）又は第30条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第14条第2項の規定によるその職務上又は受託業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関の職員（以下「旧実施機関の職員」という。）である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) 前条の規定の施行前において旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧個人情報取扱事務の委託を受けた事務又は指定管理者の指定を受けて公の施設の管理の業務に従事していた者
- 5 施行日前に旧条例第15条（第2項の規定を第24条第2項及び第25条第2項において準用する場合を含む。）、第24条第1項又は第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 旧条例第43条の規定は、令和5年6月30日までの間、なおその効力を有する。
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するため、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第4項第2号に掲げる者
- 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の

正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 9 前2項に規定する場合において、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。
- 10 第2項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 5 号

甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月27日 提出

甲賀広域行政組合議会議員 堀 郁子

令和5年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

現行の甲賀広域行政組合個人情報保護法律施行条例の廃止に合わせて、甲賀広域行政組合議会において独自に条例を制定するもの

## 甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条—第30条）
  - 第2節 訂正（第31条—第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、甲賀広域行政組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

（1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、甲賀広域行政組合情報公開条例（平成19年甲賀広域行政組合条例第8号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加

工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を

明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。



(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 管理者、消防長、監査委員、若しくは他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学术研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第	本人の同意があるとき、	人の生命、身体又は財産の保護の

1号	又は本人に提供するとき	ために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加

工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1） 個人情報ファイルの名称

（2） 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（3） 個人情報ファイルの利用目的

（4） 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）

及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

（5） 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」とい

う。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1） 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第6条第2号ただし書及び同条第3号ただし書の規定により開示することとされている情報を除く。）又は情報公開条例第6条各号の規定により開示しないこととされている情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1） 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが

予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業  
に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長

は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由



並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の費用の負担)

第30条 この条例の規定による請求に係る手数料は、無料とする。

2 第28条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

- 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

- 第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しな

ればならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がと

もに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年甲賀広域行政組合条例第●号。以下「施行条例」という。)第6条第1項に規定する甲賀広域行政組合個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、施行条例第6条第1項に規定する甲賀広域行政組合個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の

懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、甲賀市及び湖南市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、甲賀広域行政組合個人情報保護条例(平成19年甲賀広域行政組合条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 議案第 6 号

甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、  
議会の議決を求める。

令和5年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

### 提案理由

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2  
年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、本組合においても同様の  
措置を講ずることとするもの



## 甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例（昭和59年甲賀郡行政事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて管理者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起

算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）第11条第1項の規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」とい

う。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日

の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第1項ただし書中「第6条」を「第5条」に改める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に規定する事由があると認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3

月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- （1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- （2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- （3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- （4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条

の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行



うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に規定する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第

4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規

則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 7 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月27日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年3月27日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

国家公務員の定年引上げにより地方公務員法が改正されたことに伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたもの

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年甲賀広域行政組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(甲賀広域行政組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 甲賀広域行政組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年甲賀郡行政事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年甲賀郡行政事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年甲賀郡行政事務組合条例第1号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を

含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第2号中「甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表中第6条第9項の項及び第18条第4項の項を削り、「

第18条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
------------	-----	---

」を「

第18条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
------------	-----	---

」に改める。

第18条の表第18条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第18条第4項の項を削り、「

第18条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が育児休業条例第18
------------	-----	----------------------------

		条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
--	--	---

」を「

第18条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額
------------	-----	---

」に改める。

第19条第2号及び第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例附則第8項の規定が適用される育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に関する読替え）

- 3 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例附則第8項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

（甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項及び第5項中「その



者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第6条の2を次のように改める。

#### 第6条の2 削除

第11条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の3第1項中「第12条」を「第6条第1項から第8項まで及び第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 8 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年甲賀広域行政組合条例第●号。第3号から第5号において「定年条例」という。）による改正前の甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例（昭和59年甲賀郡行政事務組合条例第1号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
  - (3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (4) 定年条例第3条第2項に規定する職員
  - (5) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額

を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- （2） 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- （3） 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- （4） 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条第2項、第15条第2項、第17条第2項及び第18条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条

第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条から第14条の2まで並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第8項から第14項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

議案第 8 号

令和 4 年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 5, 2 2 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 8 5 4, 6 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 2 7 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生 田 邦 夫

令和 5 年 3 月 2 7 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田 中 新 人

提案理由

人件費見込み、事業費見込み、契約の確定等により歳入歳出予算の補正措置を行うもの。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,805,433 千円	△25,223 千円	2,780,210 千円
	1. 負担金	2,805,433	△25,223	2,780,210
補正されなかった款に係る額		2,074,446		2,074,446
歳入合計		4,879,879	△25,223	4,854,656

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		1,352 千円	△629 千円	723 千円
	1. 議 会 費	1,352	△629	723
2. 総 務 費		60,131	△580	59,551
	1. 総 務 管 理 費	59,902	△580	59,322
3. 衛 生 費		2,668,145	△9,354	2,658,791
	1. 清 掃 費	2,668,145	△9,354	2,658,791
4. 消 防 費		1,861,831	△14,660	1,847,171
	1. 消 防 費	1,861,831	△14,660	1,847,171
補正されなかった款に係る額		288,420		288,420
歳 出 合 計		4,879,879	△25,223	4,854,656



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,805,433	△25,223	2,780,210
2. 使用料及び手数料	366,802	0	366,802
3. 国庫支出金	448,376	0	448,376
4. 繰越金	48,658	0	48,658
5. 諸収入	173,796	0	173,796
6. 組合債	1,036,500	0	1,036,500
7. 財産収入	314	0	314
歳入合計	4,879,879	△25,223	4,854,656

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	1,352	△629	723				△629
2. 総 務 費	60,131	△580	59,551				△580
3. 衛 生 費	2,668,145	△9,354	2,658,791				△9,354
4. 消 防 費	1,861,831	△14,660	1,847,171				△14,660
5. 公 債 費	285,420	0	285,420				
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	4,879,879	△25,223	4,854,656				△25,223

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 議会関係負担金	1,289	△629	660	1. 議会関係負担金	△629	
2. 総務関係負担金	58,064	△580	57,484	1. 総務関係負担金	△580	
3. 清掃関係負担金	743,492	△9,354	734,138	1. 清掃関係負担金	△9,354	経常経費
5. 消防関係負担金	1,990,387	△14,660	1,975,727	1. 消防関係負担金	△14,660	
計	2,805,433	△25,223	2,780,210			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	1,352	△629	723				△629	8. 旅費	△229	費用弁償 △183 普通旅費 △46
								12. 委託料	△400	議員研修バス運転業務委託
計	1,352	△629	723				△629			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	59,902	△580	59,322				△580	3. 職員手当等	△420	扶養手当
								4. 共済費	△160	県共済組合負担金
計	59,902	△580	59,322				△580			

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

2. し尿処理費	110,201	△3,254	106,947				△3,254	10. 需用費	△3,000	修繕料 △2,000 薬剤費 △1,000
								17. 備品購入費	△254	施設用備品
3. ごみ処理費	493,777	△6,100	487,677				△6,100	10. 需用費	△3,000	薬剤費
								11. 役務費	△2,300	焼却灰処分手数料 △1,300 市指定ごみ袋販売手数料 △1,000
								12. 委託料	△800	焼却灰運搬業務委託
計	2,668,145	△9,354	2,658,791				△9,354			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	1,678,978	△14,660	1,664,318				△14,660	2. 給料 △384		
								3. 職員手当等 △13,000	時間外勤務手当	
								12. 委託料 △1,276	職員健康診断委託 △500 消防音楽隊関係委託 △407 救急救命士関係委託 △369	
計	1,861,831	△14,660	1,847,171				△14,660			

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長 等	人 2	千円 240	千円	千円	千円	千円	千円	千円 240	千円	千円 240	
	議 員	10	470						470		470	
	その他の 特別職	15	228						228		228	
	計	27	938						938		938	
補正前	長 等	2	240						240		240	
	議 員	10	470						470		470	
	その他の 特別職	15	228						228		228	
	計	27	938						938		938	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	231 (4)	0	837,067	553,897	1,390,964	405,323	1,796,287	
補正前	231 (4)	0	837,451	567,317	1,404,768	405,483	1,810,251	
比 較		0	△ 384	△ 13,420	△ 13,804	△ 160	△ 13,964	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	165,417	151,284	43,992	22,161	19,482	28,519	8,688	38,238	664	10,561	48,506	16,385
	補正前	165,417	151,284	44,412	22,161	19,482	28,519	8,688	51,238	664	10,561	48,506	16,385
	比 較	0	0	△ 420	0	0	0	0	△ 13,000	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	0 ( 0 )	0	0	0	0	0	0	
補正前	0 ( 0 )	0	0	0	0	0	0	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

注 職員数 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 △ 384	給与改定に伴う増減分	千円		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 384	職員の異動等によるもの	
職員手当	△ 13,420	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 13,420	新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う事業の中止等、 職員の異動等によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行 政 職
令和5年2月1日現在	平均給料月額 (円)	301,319
	平均給与月額 (円)	408,048
	平均年齢 (歳)	39.5
令和4年2月1日現在	平均給料月額 (円)	296,852
	平均給与月額 (円)	394,234
	平均年齢 (歳)	38.9

イ 初任給

区 分	学 歴	行 政 職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和5年2月1日現在	高 校 卒	154,600	154,600
	大 学 卒	175,300	185,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年2月1日現在	1 級	60 (1)	26
	2 級	31	14
	3 級	24 (1)	10
	4 級	63 (2)	27
	5 級	24	10
	6 級	23	10
	7 級	6	3
	計	231 (4)	100
令和4年2月1日現在	1 級	64 (1)	28
	2 級	29	12
	3 級	25 (2)	11
	4 級	59 (3)	26
	5 級	27	12
	6 級	20	9
	7 級	5	2
	計	229 (6)	100

注 職員数 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事 技 師	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 所長補佐	課 長 所 長 参 事 参 事 副 参 事 分 室 長 副 室 長	次 長 事 務 局 長
消 防 職	消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	課 長 所 長 参 事 参 事 副 参 事 分 室 長 副 室 長	消 防 次 長 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種	
			行 政 職	
補	職 員 数 (A) (人)	231 (4)	231 (4)	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215	215	
正 後	号給数別内訳	2号級 (人)	0	0
		3号級 (人)	6	6
		4号級 (人)	209	209
	比 率 (B) / (A) (%)	93.1	93.1	
補	職 員 数 (A) (人)	231 (4)	231 (4)	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	215	215	
正 前	号給数別内訳	2号級 (人)	0	0
		3号級 (人)	6	6
		4号級 (人)	209	209
	比 率 (B) / (A) (%)	93.1	93.1	

注 職員数 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.150 (1.125)	2.250 (1.175)	4.400 (2.300)	有	
補 正 前	2.150 (1.125)	2.250 (1.175)	4.400 (2.300)	有	
国の制度	2.150 (1.125)	2.250 (1.175)	4.400 (2.300)	有	

注 支給率 ( ) 内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内	東京都特別区
支給率 (%)	2.5	17
支給対象職員数 (人)	231 (4)	0
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	3 ~ 6	20

注 職員数 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	
給料総額に対する比率 (%)	1.3	1.3	1.3
支給対象職員の比率 (%) (令和5年2月1日現在)	97.0	97.0	97.0
代表的な特殊勤務手当の名称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当、感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第 9 号

令和 5 年度 甲賀広域行政組合一般会計予算

令和 5 年度甲賀広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 7 1 0, 8 9 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日 提 出

甲賀広域行政組合管理者 生 田 邦 夫

令和 5 年 3 月 2 7 日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田 中 新 人

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,944,277 千円
	1. 負担金	2,944,277
2. 使用料及び手数料		363,638
	1. 使用料	1,698
	2. 手数料	361,940
3. 国庫支出金		324,457
	1. 国庫補助金	324,457
4. 繰越金		9,500
	1. 繰越金	9,500
5. 諸収入		173,524
	1. 預金利子	3
	2. 雑入	173,521
6. 組合債		895,500
	1. 組合債	895,500
歳入合計		4,710,896

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		788 千円
	1. 議 会 費	788
2. 総 務 費		78,460
	1. 総 務 管 理 費	77,979
	2. 監 査 委 員 費	481
3. 衛 生 費		2,489,089
	1. 清 掃 費	2,489,089
4. 消 防 費		1,875,261
	1. 消 防 費	1,875,261
5. 公 債 費		264,298
	1. 公 債 費	264,298
6. 予 備 費		3,000
	1. 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	4,710,896

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ごみ処理施設運転管理業務委託	令和5年度から令和10年度まで	千円 550,000



第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ごみ処理施設整備事業	千円 867,700	普通貸借 (証書借入)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただ し、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短 縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができ る。
消防施設整備事業	27,800	〃	〃	〃
計	895,500			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	2,944,277	2,868,077	76,200
2. 使用料及び手数料	363,638	368,302	△4,664
3. 国庫支出金	324,457	448,376	△123,919
4. 繰越金	9,500	9,500	0
5. 諸収入	173,524	173,675	△151
6. 組合債	895,500	1,040,300	△144,800
歳入合計	4,710,896	4,908,230	△197,334

(歳 出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	788	1,352	△564				788
2. 総 務 費	78,460	77,688	772				78,460
3. 衛 生 費	2,489,089	2,672,657	△183,568	324,457	867,700	515,192	781,740
4. 消 防 費	1,875,261	1,866,833	8,428		27,800	18,815	1,828,646
5. 公 債 費	264,298	286,700	△22,402				264,298
6. 予 備 費	3,000	3,000	0				3,000
歳 出 合 計	4,710,896	4,908,230	△197,334	324,457	895,500	534,007	2,956,932

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 議会関係負担金	788	1,352	△564	1. 議会関係負担金	788	平等割100%
2. 総務関係負担金	77,958	77,213	745	1. 総務関係負担金	77,958	平等割20% 人口割80%
3. 清掃関係負担金	829,510	780,956	48,554	1. 清掃関係負担金	829,510	経常経費 利用割100% (し尿処理実績、ごみ処理実績) 547,134 基幹的設備改良事業経費 利用割100% (ごみ処理実績) 282,376
4. 清掃関係建設負担金	863	5,823	△4,960	1. 清掃関係建設負担金	863	平等割20% 人口割80%
5. 消防関係負担金	2,035,158	1,995,583	39,575	1. 消防関係負担金	2,035,158	消防関係基準財政需要額割100%
× 消防関係建設負担金	0	7,150	△7,150			廃除科目
計	2,944,277	2,868,077	76,200			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

1. 行政財産使用料	1,698	1,698	0	1. 行政財産使用料	1,698	衛生 352 消防 1,346
計	1,698	1,698	0			

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

1. 清掃手数料	355,440	359,104	△3,664	1. 清掃手数料	355,440	し尿処理手数料 76,836 浄化槽汚泥処分手数料 9,984 ごみ処分手数料 268,620
2. 消防手数料	6,500	7,500	△1,000	1. 消防手数料	6,500	申請・証明手数料
計	361,940	366,604	△4,664			

## (款) 3. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫補助金

1. 衛生費国庫補助金	324,457	448,376	△123,919	1. 衛生費補助金	324,457	循環型社会形成推進交付金	
						ごみ処理施設基幹の設備改良工事設計施工監理業務委託	1,614
						ごみ処理施設基幹の設備改良工事	322,843
計	324,457	448,376	△123,919				

## (款) 4. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	9,500	9,500	0	1. 繰越金	9,500		
計	9,500	9,500	0				

## (款) 5. 諸収入

## (項) 1. 預金利子

1. 預金利子	3	3	0	1. 預金利子	3		
計	3	3	0				

## (款) 5. 諸収入

## (項) 2. 雑入

1. 雑入	173,521	173,672	△151	1. 雑入	173,521	雇用保険掛金	128
						広告料	200
						団体保険事務手数料	692
						し尿くみ取券取扱業務負担金	84
						市指定ごみ袋販売収入	158,948
						市指定ごみ袋広告料	720
						県防災ヘリコプター運航調整交付金	1,000
						県防災ヘリコプター運航連絡協議会派遣元助成金	7,400
						甲種防火管理講習受講料	735
						高速道路支弁金	3,180
						その他雑入	434
計	173,521	173,672	△151				

## (款) 6. 組合債

## (項) 1. 組合債

1. 衛生債	867,700	979,400	△111,700	1. 衛生債	867,700	ごみ処理施設基幹の設備改良工事設計施工監理業務委託	2,900
						ごみ処理施設基幹の設備改良工事	864,800

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 消防債	27,800	60,900	△33,100	1. 消防債	27,800	高規格救急自動車 27,800
計	895,500	1,040,300	△144,800			

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	788	1,352	△564				788	1. 報酬	470	議長・副議長・議員
								8. 旅費	24	費用弁償
								9. 交際費	10	交際費
								10. 需用費	151	消耗品費
								11. 役務費	72	通信運搬費 7 会議録作成 65
								12. 委託料	61	議員研修バス運転業務委託
計	788	1,352	△564				788			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	77,979	77,302	677				77,979	1. 報酬	318	管理者・副管理者 240 行政不服・情報公開・ 個人情報保護審査委員 78
								2. 給料	28,729	職員7人
								3. 職員手当等	17,717	扶養手当 954 地域手当 743 住居手当 336 通勤手当 605 時間外勤務手当 1,003 管理職手当 1,899 期末手当 5,921

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								勤勉手当 5,816 児童手当 440		
							4. 共済費 13,928	県共済組合負担金 9,772 県職員互助会負担金 94 県退職手当組合負担金 4,023 公務災害補償基金掛金 39		
							8. 旅費 56	費用弁償 11 旅費 45		
							9. 交際費 40	交際費		
							10. 需用費 814	消耗品費 477 食糧費 10 燃料費 277 修繕料 50		
							11. 役務費 1,449	通信運搬費 1,117 ごみ処分手数料 20 申請手数料等 2 指定金融機関事務手数料 230 保険料 80		
							12. 委託料 5,975	職員健康診断委託 88 職員健康管理業務委託 165 ネットワーク等管理委託 750 顧問弁護士委託 330 職員研修委託 114		



									人事給与管理システム保守委託	484	
									職員採用試験委託	77	
									公文書管理支援委託	681	
									情報セキュリティ支援委託	654	
									例規データ更新委託	1,386	
									地方公会計支援委託	476	
									財務会計システムインボイス制度 改修委託	770	
								13. 使用料及び 賃借料	8,850	複写機使用料	192
										通行料・駐車料	20
										例規執務システム使用料	581
										ホームページ使用料	603
										グループウェア使用料	888
										データセンター使用料	528
										財務会計システム使用料	1,584
										サーバー・ネットワーク機器賃借料	2,428
										パソコン賃借料	78
										自動車賃借料	799
										人事給与管理システム賃借料	1,149
								18. 負担金補助 及び交付金	103	研修・講習会負担金	97
										防火保安協会負担金	6
計	77,979	77,302	677				77,979				

(款) 2. 総務費

(項) 2. 監査委員費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 監査委員費	481	386	95				481	1. 報酬	150	識見・議会選出監査委員
								8. 旅費	274	費用弁償 189 旅費 85
								10. 需用費	9	消耗品費
								13. 使用料及び 賃借料	16	通行料・駐車料
								18. 負担金補助 及び交付金	32	都市監査委員会会費
計	481	386	95				481			

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

1. 清掃総務費	333,442	333,929	△487			76,920	256,522	2. 給料	102,914	職員27人
								3. 職員手当等	66,922	扶養手当 3,906 地域手当 2,671 住居手当 516 通勤手当 1,830 特殊勤務手当 2,930 時間外勤務手当 1,215 夜間勤務手当 3,383 休日勤務手当 6,165 管理職手当 3,161 期末手当 20,661 勤勉手当 18,304

								児童手当	2,180
							4. 共済費	48,035	県共済組合負担金 33,164 県職員互助会負担金 352 県退職手当組合負担金 12,357 公務災害補償基金掛金 720 社会保険料 1,442
							7. 報償費	124	環境委員謝礼
							8. 旅費	50	旅費
							10. 需用費	1,368	消耗品費 725 食糧費 3 修繕料 640
							11. 役務費	1,516	通信運搬費 467 ごみ処分手数料 137 車検代行料 76 法定点検手数料 9 保険料 827
							12. 委託料	108,249	職員健康診断委託 493 庁舎清掃業務委託 580 警備業務委託 1,109 消防設備点検業務委託 515 電気設備保守点検業務委託 1,745 エレベーター点検業務委託 555 自動扉保守点検業務委託 178 事務機器等保守委託 77



2. し尿処理費	114,872	106,577	8,295			9,984	104,888	10. 需用費	68,094	消耗品費	1,879
										燃料費	382
										印刷製本費	590
										修繕料	15,022
										光熱水費	29,968
										薬剤費	20,253
								12. 委託料	34,253	し尿処理施設運転管理業務委託	22,605
										活性炭再生及び入替業務委託	9,837
										クレーン年次点検業務委託	109
										重油タンク点検業務委託	100
										メタノールタンク点検業務委託	88
										施設内ポンプ点検業務委託	116
										貯留槽清掃業務委託	1,307
										上水タンク清掃及び水質検査 業務委託	18
										マルチガス検知器点検業務委託	73
								13. 使用料及び 賃借料	1,331	監視パソコン賃借料	
								14. 工事請負費	11,069	前処理設備点検整備工事	7,089
										汚泥処理設備点検整備工事	3,980
								17. 備品購入費	125	施設用備品	

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3. ごみ処理費	575,893	498,321	77,572			428,288	147,605	10. 需用費	307,663	消耗品費 19,711 燃料費 4,294 印刷製本費 ごみ受付計量票、ごみ処分手数料 納付書等 199 広報・チラシ 50 市指定ごみ袋 60,700 修繕料 13,404 光熱水費 133,295 薬剤費 76,010
								11. 役務費	79,444	焼却灰処分手数料 44,129 機器検査手数料等 57 酸素・空気ボンベ充填手数料 113 クレーン法定検査手数料 17 市指定ごみ袋販売手数料 35,128
								12. 委託料	66,696	草刈業務委託 2,585 消防設備点検業務委託 317 焼却灰運搬業務委託 28,400 可燃ごみ受付及び車両案内 業務委託 8,836

									ごみ処理施設粗大ごみ処理設備 及び焼却灰処理設備管理業務委託 16,500 塩化水素計保守点検整備業務委託 3,926 4成分分析計保守点検整備業務 委託 3,227 釣銭機保守委託 176 上水タンク清掃及び水質検査 業務委託 35 水槽清掃業務委託 187 重油タンク点検業務委託 100 クレーン点検業務委託 1,250 ホイストクレーン年次点検業務委託 109 電気室等エアコン清掃業務委託 256 計量システムインボイス制度改修 業務委託 792
							13. 使用料及び 賃借料	29,018	ろ過式集じん器ろ布賃借料 27,925 簡易排ガス水銀測定装置賃借料 898 無線機賃借料 195
							14. 工事請負費	86,848	焼却施設定期点検整備工事 79,000 粗大処理棟屋根改修工事 7,848

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								17. 備品購入費	419	施設用備品
								18. 負担金補助 及び交付金	5,805	大阪湾圏域広域処理場整備事業 負担金
4. ごみ処理施設 整備事業費	1,464,882	1,733,830	△268,948	324,457	867,700		272,725	12. 委託料	12,177	基幹の設備改良工事設計施工監理 業務委託 8,477 可燃ごみ外部搬出処理業務委託 3,700
								14. 工事請負費	1,452,605	基幹的設備改良工事
								18. 負担金補助 及び交付金	100	可燃ごみ外部搬出処理負担金
計	2,489,089	2,672,657	△183,568	324,457	867,700	515,192	781,740			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	1,737,000	1,685,144	51,856			18,815	1,718,185	2. 給料	724,217	職員206人
								3. 職員手当等	544,393	扶養手当 39,068 地域手当 19,082 住居手当 9,197 通勤手当 17,724 特殊勤務手当 7,972 時間外勤務手当 45,134 管理職員特別勤務手当 524 夜間勤務手当 13,319 休日勤務手当 49,643



									管理職手当	24,887
									期末手当	153,311
									勤勉手当	136,387
									児童手当	28,145
							4. 共済費	357,294	県共済組合負担金	250,323
									県職員互助会負担金	2,539
									県退職手当組合負担金	100,542
									公務災害補償基金掛金	2,968
									社会保険料	922
							7. 報償費	60	研修会・講習会等講師謝礼	50
									表彰等	10
							8. 旅費	4,859	旅費	
							10. 需用費	44,947	消耗品費	4,412
									食糧費	205
									燃料費	6,566
									印刷製本費	1,143
									修繕料	4,779
									貸与品費	2,564
									光熱水費	25,278
							11. 役務費	16,345	通信運搬費	15,335
									ごみ処分手数料	63
									申請手数料等	234
									法定点検手数料	80
									広報用音源録音技術料	9
									保険料	624

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							12. 委託料	14,829	職員健康診断委託 4,577 職員健康管理業務委託 165 庁舎清掃業務委託 502 庁舎総合管理業務委託 4,276 可燃性ごみ収集運搬委託 3,045 事務機器等保守委託 439 顧問弁護士委託 330 消防職員昇任試験業務委託 388 消防音楽隊関係委託 480 救急救命士関係委託 429 多言語通訳サービス業務委託 198	
							13. 使用料及び 賃借料	21,202	複写機使用料 1,254 寝具使用料 6,880 通行料 100 施設等借上料 215 テレビ受信料 429 車両借上料 96 ヘリポート土地使用料 33 Zoomライセンス使用料 33 WebEX Meetingsライセンス使用料 40 複写機賃借料 1,330 パソコン賃借料 3,067	

									印刷機賃借料	161	
									防火衣賃借料	7,020	
									A E D賃借料	544	
								17. 備品購入費	1,606	事務用備品	314
										庁舎用備品	1,165
										予防用備品	127
								18. 負担金補助 及び交付金	6,112	研修・講習会負担金	860
										労働基準協会負担金	40
										消防長会負担金	457
										消防協会負担金	105
										滋賀県消防学校負担金	1,781
										消防大学校負担金	505
										救急救命士研修負担金	1,742
										名神高速道路協議会負担金	7
										近畿救急隊員部会負担金	13
										甲賀地域救急業務高度化運営協議会 補助金	240
										甲賀幼少年女性防火委員会補助金	200
										大型運転免許等取得補助金	162
								26. 公課費	1,136	自動車重量税	
2. 消防施設費	138,261	174,539	△36,278		27,800		110,461	10. 需用費	32,164	消耗品費	7,754
										燃料費	10,962
										修繕料	13,448
								11. 役務費	8,076	車検代行料・登録廃車手数料	

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									389	
									申請手数料等	514
									機器検査手数料等	4,093
									酸素ボンベ・空気ボンベ検査、 充填手数料	1,360
									消防機器等廃棄処分手数料	41
									保険料	1,679
							12. 委託料	56,454	高機能消防指令システム及び消防 救急デジタル無線施設保守管理業務 委託	27,019
									J-ALERT受信機保守委託	154
									高機能消防指令システムLTE対応型 AVM一部更新委託	23,949
									管理監視制御卓更新委託	5,332
							13. 使用料及び 賃借料	1,359	大納言山基地局土地使用料	117
									自動車賃借料	614
									無線機賃借料	628
							15. 原材料費	493	消火薬剤	
							17. 備品購入費	39,715	高規格救急自動車	31,000
									警防用備品	3,651
									救急用備品	4,026
									救助用備品	1,038

× 消防庁舎建設費	0	7,150	△7,150							廃除科目
計	1,875,261	1,866,833	8,428		27,800	18,815	1,828,646			

(款) 5. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元金	255,590	280,313	△24,723				255,590	22. 償還金利子及び割引料	255,590	衛生 消防	44,253 211,337
2. 利子	8,708	6,387	2,321				8,708	22. 償還金利子及び割引料	8,708	衛生 消防 一時借入金	7,349 1,159 200
計	264,298	286,700	△22,402				264,298				

(款) 6. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	3,000	3,000	0				3,000				
計	3,000	3,000	0				3,000				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考		
		報 酬	給 料	年間支給率(月分) 期 末 手 当	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	その他の 手 当	計					
本年度	長 等	人 2	千円 240	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	議 員	10	470						470		470		
	その他の 特別職	15	228						228		228		
	計	27	938						938		938		
前年度	長 等	2	240						240		240		
	議 員	10	470						470		470		
	その他の 特別職	13	216						216		216		
	計	25	926						926		926		
比 較	長 等												
	議 員												
	その他の 特別職	2	12						12		12		
	計	2	12						12		12		

2 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
本年度	人 235 (5)	千円 0	千円 855,860	千円 598,267	千円 1,454,127	千円 419,257	千円 1,873,384	
前年度	234 (5)	0	842,958	570,307	1,413,265	408,622	1,821,887	
比 較	1		12,902	27,960	40,862	10,635	51,497	

注 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員数を外書き

職員手当 の内訳	区 分	期末手当	勤勉手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	管 理 職 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	特殊勤務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
	本 年 度	千円 179,893	千円 160,507	千円 43,928	千円 22,496	千円 20,159	千円 29,947	千円 10,049	千円 47,352	千円 524	千円 10,902	千円 55,808	千円 16,702
	前 年 度	166,059	150,922	44,070	22,176	20,063	28,775	8,688	51,238	664	10,561	50,706	16,385
	比 較	13,834	9,585	△ 142	320	96	1,172	1,361	△ 3,886	△ 140	341	5,102	317





(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 12,902	給与改定に伴う増減分	千円 2,670		
		昇給に伴う増加分	12,296		
		その他の増減分	△ 2,064	職員の異動等によるもの	
職員手当	27,960	制度改正に伴う増減分	19,252	期末手当 11,342千円 勤勉手当 7,910千円	
		その他の増減分	8,708	職員の異動等によるもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分	行 政 職	
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	301,319
	平均給与月額 (円)	391,292
	平均年齢 (歳)	39.3
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	296,852
	平均給与月額 (円)	386,625
	平均年齢 (歳)	38.8

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	国 の 制 度
		行 政 職 (円)
高 校 卒	154,600	154,600
大 学 卒	175,300	185,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1 級	60 (1)	26
	2 級	31	14
	3 級	24 (1)	10
	4 級	63 (2)	27
	5 級	24	10
	6 級	23	10
	7 級	6	3
	計	231 (4)	100
令和4年1月1日現在	1 級	64 (1)	28
	2 級	29	12
	3 級	25 (2)	11
	4 級	59 (3)	26
	5 級	27	12
	6 級	20	9
	7 級	5	2
	計	229 (6)	100

注 職員数( )内は、短時間勤務職員数を外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 技 事 師	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 所長補佐	課 長 所 長 参 事 参 事 副 参 事 分 室 長 分 室 長	次 長 事 務 局 長
消 防 職	消 防 士 消 防 副 士 長	主 任	主 査	係 長 専 門 員	課長補佐 署長補佐	課 長 署 長 参 事 副 参 事 分 室 長 分 室 長	消 防 次 長 消 防 長

エ 昇給

区 分		合 計		代表的な職種	
				行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	235 (5)		235 (5)	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	218		218	
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0		0
		3号給 (人)	7		7
		4号給 (人)	211		211
	比 率 (B) / (A) (%)	92.8		92.8	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	234 (5)		234 (5)	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	218		218	
	号 級 数 別 内 訳	2号給 (人)	0		0
		3号給 (人)	6		6
		4号給 (人)	212		212
	比 率 (B) / (A) (%)	93.2		93.2	

注 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員数を外書き

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.200 ( 1.150 )	2.200 ( 1.150 )	4.400 ( 2.300 )	有	
前 年 度	2.150 ( 1.125 )	2.150 ( 1.125 )	4.300 ( 2.250 )	有	
国の制度	2.200 ( 1.150 )	2.200 ( 1.150 )	4.400 ( 2.300 )	有	

注 支給率( ) 内は、再任用職員に対する率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709		滋賀県市町村職員退職手当組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職者特例措置 (3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	管内	東京都特別区
支給率 (%)	2.5	17
支給対象職員数 (人)	235 (5)	0
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	3 ~ 6	20

注 職員数 ( ) 内は、短時間勤務職員数を外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	
給料総額に対する比率 (%)	1.3	1.3	1.3
支給対象職員の比率 (%) (令和5年1月1日現在)	97.0	97.0	97.0
代表的な特殊勤務手当の名称	衛生業務手当、消防出動手当、救急救命士手当、機関員手当、水難救助手当 感染症り患者等搬送業務手当、物件処理作業従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
し尿処理施設運転管理業務委託	82,830	令和2年度から 令和4年度まで	45,210	令和5年度	22,605	0	0	0	22,605
基幹的設備改良事業	4,550,000	令和元年度から 令和4年度まで	2,975,658	令和5年度	1,461,082	324,457	867,700	0	268,925
市指定ごみ袋取扱い業務	97,800	令和4年度	0	令和5年度	95,828	0	0	95,828	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	88,770	令和4年度	0	令和5年度	28,400	0	0	0	28,400
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	17,900	令和4年度	0	令和5年度	16,500	0	0	0	16,500
可燃ごみ受入業務委託	12,000	令和4年度	0	令和5年度	8,836	0	0	0	8,836
焼却施設定期点検整備工事	79,000	令和4年度	0	令和5年度	79,000	0	0	0	79,000
ごみ処理施設用薬剤の購入	83,476	令和4年度	0	令和5年度	74,326	0	0	0	74,326
し尿処理施設用薬剤の購入	20,863	令和4年度	0	令和5年度	18,960	0	0	0	18,960
分析業務委託	2,700	令和4年度	0	令和5年度	2,582	0	0	0	2,582
甲賀広域行政組合消防本部庁舎 エレベーター基板取替工事	800	令和4年度	0	令和5年度から 令和6年度まで	800	0	0	0	800
ごみ処理施設運転管理業務委託	550,000			令和5年度から 令和10年度まで	550,000	0	0	0	550,000

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	1,628,546	2,384,735	895,500	255,590	3,024,645
(1) 衛生	907,263	1,830,513	867,700	44,253	2,653,960
(2) 消防	721,283	554,222	27,800	211,337	370,685
合 計	1,628,546	2,384,735	895,500	255,590	3,024,645